

労働者派遣事業 マージン率等の情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」）の第 23 条 5 項及び施行規則第 18 条の 2 により、マージン率を公開いたします。

対象期間：2023 年 9 月 1 日～2024 年 8 月 31 日

マージン率の内訳

- 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労災保険等）
 - 福利厚生（年次有給休暇、慶弔休暇、健康診断等）
 - 教育（新入社員研修、技術研修、ビジネススキル研修等）
 - 営業活動、管理事務、採用活動等、宣伝広告費等の事業運営に必要な経費
 - 営業利益
- などが含まれています。

派遣労働者の数	1 人
派遣先の数	1 社
労働者派遣に関する料金の平均額	46,200 円
派遣労働者の賃金の平均額	30,107 円
マージン率	34.8%
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー OA 機器操作研修 開発技術研修 業界研究 リーダー研修
雇用安定措置を講じた人数の実績	0 人（該当者なし）
キャリアコンサルティング相談窓口	人事総務部長 秋葉 011-558-2211
労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者